

令和4年度 就学援助費の医療費制度のご案内

令和4年度の就学援助費の申請された児童生徒の保護者の方で、学校で検診を受けられた結果、学校保健安全法に定める疾病にかかり受診が必要な場合に医療費の一部を援助する制度がありますので、ご案内します。

※就学援助費とは、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。申請がない児童生徒の保護者は、本制度は、対象外になりますので、手続きは必要ありません。

(学校保健安全法に定める疾病)

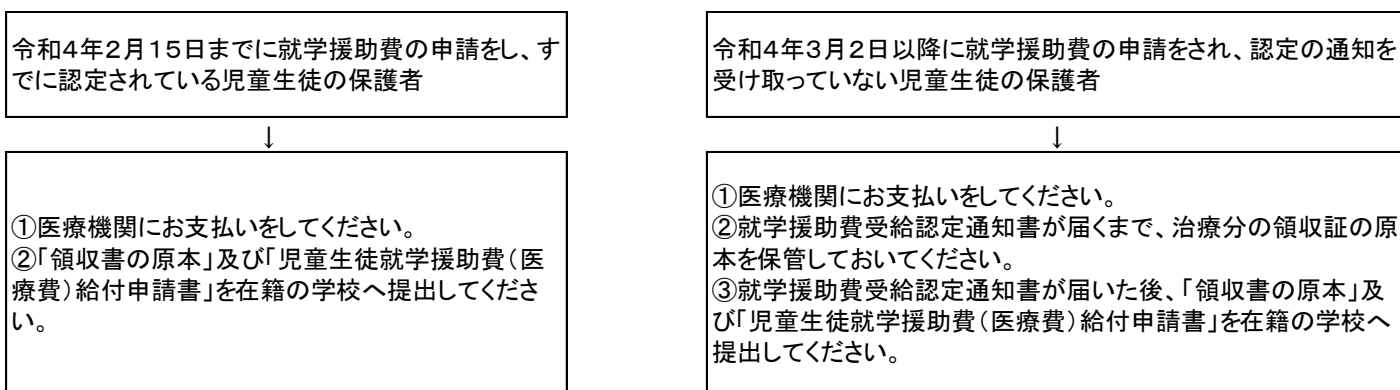
- ・トラコーマ及び結膜炎(※アレルギー性結膜炎は対象外です。) ・白癬、疥癬及び膿加疹
- ・中耳炎(急性や慢性・滲出性を問わない) ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- ・う歯(治療方法の限定なし) CO(う歯の疑いがある)

(手続きの方法)

・医療機関を受診後、領収証の原本及び児童生徒就学援助費(医療費)給付申請書の提出をもって、医療費を給付します。

※申請書提出の最終の提出期限は3月10日となります。それまでに医療機関を受診してください。

(手続きの流れ)



※原則、治療された翌月の10日までに提出をいただきますようお願いします

(注意事項)

4月1日から認定された方は4月の受診分から、4月10日以降に申請し5月1日から認定された方は5月の受診分からが援助の対象となります。また、審査の結果、否認定となった方は医療費の給付ができません。領収書の原本の提出がない場合は、給付できませんので、ご注意ください。

(給付が出来る対象要件)

- ・就学援助費の認定がある児童生徒の治療であること
- ・就学援助費の認定日以後の受診であること
- ・学校保健安全法に定める疾病の治療であること
- ・保険治療であること
- ・受診のお勧めを学校から受け取った後の受診であること